

開発道路予定地の設置に関する基準

開発道路予定地の設置に関する基準

（目的）

第1 この基準は、開発事業に関して本市が道路予定用地を確保することにより、当該地域の道路網整備の実現を図るとともに、良好な都市環境の形成と円滑な都市機能の発現に資することを目的とする。

（用語の意義）

第2 この基準において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発道路予定地 開発事業において設けた道路予定用地（緑地）をいう。
- (2) 開 発 事 業 高砂市開発指導要綱（平成元年高砂市訓令第19号）第2条第1号に規定する事業をいう。

（設置基準）

第3 開発道路予定地は、原則として、次の場合に設置する。

- (1) 当該地域における道路網の整備計画の上で、特に当該開発道路を延長する必要があるとき。
- (2) 他の開発事業の施行により、当該地域が防災上改善されると見込まれるとき。

（解除基準）

第4 開発道路予定地は、原則として、次の場合に道路として解除できる。

- (1) 開発道路予定地（ただし、有効幅員が6メートル以上のもの、又は、この基準の施行の際、既に設置されているものに限る。）を含み開発事業を行い、当該開発道路予定地に接道して新しい開発道路を築造するとき。ただし、袋路状の道路となる場合は除く。
- (2) 他の開発事業の施行により、当該地域が防災上改善されると認められるとき。
- (3) その他、周辺の土地利用状況の変化等により、本市が特に設置の趣旨にそぐわないと認めたとき。

（構造基準）

第5 開発道路予定地は、原則として、次の構造による。

- (1) 用地は道路の末端部に設けるものとし、奥行きは概ね1メートルとする。ただし、隣接地の土地所有者との協議において、農耕用の通路等を必要とする場合にあっては、これを設けることができる。

(2) 用地には土間コンクリート（厚さ１０センチメートル）を打設し、ガードレール（市指定品）を設置すること。

（管理）

第６ 開発道路予定地は地目を雑種地とし、都市創造部都市住宅室都市政策課が管理する。なお、当該予定地が開発事業等により道路として整備された場合は、速やかに都市創造部土木建設室土木総務課に道路施設として引き継ぐものとする。

附 則

この基準は、平成２年２月１日から施行する。

附 則

この基準は、平成１０年８月１日から施行する。

附 則

この基準は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この基準は、令和３年４月１日から施行する。

